



2026年4月9日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
(コード番号 6197 東証プライム)
問合わせ先 執行役員 管理本部長 横田 諭
(TEL. 03-6890-8904)

会社名 MP-2605 株式会社
代表者名 代表取締役 野田 亨

**MBOの実施の一環としてのMP-2605株式会社による株式会社ソラスト(証券コード:6197)の
普通株式に対する公開買付けに係る買付条件等の変更に関するお知らせ**

当社は、MP-2605株式会社より、同社が2026年3月25日より実施しております当社の株券等に対する公開買付けについて、2026年4月9日、買付条件等の変更を行うことを決定した旨の連絡を受け、同社の要請に基づき、別添のとおりお知らせいたします。

以上

本資料は、MP-2605株式会社(公開買付者)が、株式会社ソラスト(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年4月9日付「MBOの実施の一環としての株式会社ソラスト(証券コード:6197)の普通株式に対する公開買付けに係る買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026年4月9日

各位

会社名 MP-2605 株式会社
代表者名 代表取締役 野田 亨

MB0の実施の一環としての株式会社ソラスト（証券コード：6197）の普通株式に対する 公開買付けに係る買付条件等の変更に関するお知らせ

MP-2605 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年3月24日、株式会社ソラスト（株式会社東京証券取引所プライム市場上場、証券コード：6197、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、同年3月25日より本公開買付けを開始しております。

公開買付者は、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、対象者の従業員をその会員とする従業員持株会に対し、対象者株式（又は公開買付者の祖父母会社であるMP-2603株式会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案していたところ、同従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました。

これに伴い、公開買付者が2026年3月24日付で公表いたしました「MB0の実施の一環としての株式会社ソラスト（証券コード：6197）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を以下のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

（変更前）

MP-2605 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社ソラスト（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、証券コード：6197、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）及び対象者の従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」といいます。）が本従業員持株会継続保有（以下に定義します。以下同じです。）に賛同した場合における従業員持株会保有株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

（中略）

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト（MB0）（注2）の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式を除きます。）を取得するために実施されます。

（中略）

また、公開買付者は、対象者の従業員に対し、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である対象者従業員持株会（所有株式数：2,382,144株、所有割合（注6）：2.63%。なお、対象者従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。）に対し、本日、大要以下のとおり、対象者株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案いたします。もっとも、本日現在では、当該アレンジメントについて、対象者従業員持株会と未協議であるため、詳細は未定です（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- 対象者従業員持株会が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による抛出及び対象者従業員持株会による定期買付が停止されること

- ・ 第2回株式併合（以下に定義します。以下同じです。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・ 本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を実施すること

対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合には、本スクイーズアウト手続後に、対象者従業員持株会は、MBK ファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた対象者への出資を継続することとなります。対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合には、その旨及び関連する事項について、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定です。当該提出の時期については、2026年4月中旬を見込んでおります。なお、仮に対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施されない予定です。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において対象者の筆頭株主である大東建託株式会社（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.07%、以下「大東建託」といいます。）との間で、大東建託が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（注7）において、大東建託が所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合（注8）に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書を締結しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注9）（28,530,600株（所有割合：31.46%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（28,530,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（中略）

最後に、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）を受け取ることを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である対象者従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、対象者従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによります。）を実施し、対象者従業員持株会とMBKファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本日現在未定ですが、今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本日現在未定です（注11）。さらに、本A種種類株式の内容は本日現在未定ですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。

（中略）

- （注4）本取引後、野田氏は、本再出資を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定です。なお、本再出資の具体的な条件は未定です。また、公開買付者は、対象者従業員持株会についても本三角株式交換を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となっただけのための一連の手続に係る提案を行う予定です。

（中略）

- （注6）「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。

以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。なお、野田氏は譲渡制限付株式報酬として野田氏に付与された対象者の譲渡制限付株式92,465株のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に対象者株式24,121株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する対象者株式は116,586株(所有割合:0.13%)となります。

(中略)

(注9) 買付予定数の下限(28,530,600株)は、対象者の議決権数(対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(94,741,793株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,050,569株)を控除した株式数(90,691,224株)に係る議決権の数である(906,912個)に3分の2を乗じた数(604,608個)から不応募合意株式(31,805,100株)に係る議決権数(318,051個)及び対象者の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。(注12))(125,241株)に係る議決権数(1,251個)を控除した議決権数に100を乗じた数(28,530,600株)を設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。)を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会(以下「残存予定株主」と総称します。)のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、買付予定数の下限の計算においては、本従業員持株会継続保有について対象者従業員持株会と未協議であるため、従業員持株会保有株式に係る議決権数は控除していません。また、本株式併合後において、対象者に残存予定株主以外の株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する対象者株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度対象者株式の併合(以下「第2回株式併合」といいます。)を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた対象者株式を対象者従業員持株会に返還する取引(当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。)を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、貸株料等の本貸株の条件は本日現在未定です。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定していません。

(後略)

(変更後)

MP-2605株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、本日、株式会社ソラスト(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、証券コード:6197、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式(以下に定義します。以下同じです。)及び従業員持株会保有株式(以下に定義します。以下同じです。)を除きます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

(中略)

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト(MBO)(注2)の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得するために実施されます。

(中略)

また、公開買付者は、対象者の従業員に対し、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である対象者の従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」）と申します。2026年2月28日時点における所有株式数：2,382,144株、所有割合（注6）：2.63%。なお、対象者従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。）に対し、2026年3月24日、大要以下のとおり、対象者株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案し、対象者従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」と申します。）。

- 対象者従業員持株会が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」と申します。なお、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において対象者従業員持株会の所有株式数は2,321,240株、所有割合は2.56%です。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による抛及及び対象者従業員持株会による定期買付が停止されること
- 第2回株式併合（以下に定義します。以下同じです。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- 本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を実施すること

よって、本スクイーズアウト手続後に、対象者従業員持株会は、MBK ファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた対象者への出資を継続することとなります。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において対象者の筆頭株主である大東建託株式会社（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.12%、以下「大東建託」と申します。）との間で、大東建託が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」と申します。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（注7）において、大東建託が所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合（注8）に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書を締結しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」と申します。）の総数が買付予定数の下限（注9）（26,115,700株（所有割合：28.84%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,115,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(中略)

最後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式（以下「本A種種類株式」と申します。）を受け取ることを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である対象者従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」と申します。また、対価を種類株式としている理由は、対象者従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによります。）を実施し、対象者従業員持株会とMBK ファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本日現在未定ですが、今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本日現在未定です（注11）。さらに、本A種種類株式の内容は本日現在未定ですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。

(中略)

(注4) 本取引後、野田氏は、本再出資を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定です。なお、本再出資の具体的な条件は未定です。また、対象者従業員持株会についても本三角株式交換を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となる予定です。

(中略)

(注6) 「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数から変更がない旨対象者から報告を受けた2026年3月24日現在の対象者の発行済株式総数(94,741,793株)から、(i) 同自己株券買付状況報告書に記載された同年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(4,050,569株)、(ii) 対象者が同年3月24日に提出した「自己株式の取得中止および取得状況に関するお知らせ」に記載された同年3月1日から同年3月24日までに対象者により取得された自己株式数(124,100株)並びに(iii) 同年2月26日及び2月27日を約定日として取得した旨対象者から報告を受けた自己株式数(16,500株。なお、この株式数は、上記(i)及び(ii)のいずれにも含まれていないとのこと。の)の合計数(4,191,169株)を控除した株式数(90,550,624株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。なお、野田氏は譲渡制限付株式報酬として野田氏に付与された対象者の譲渡制限付株式92,465株のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に対象者株式24,655株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する対象者株式は117,120株(所有割合:0.13%)となります。

(中略)

(注9) 買付予定数の下限(26,115,700株)は、対象者の議決権数(本基準株式数に係る議決権の数である(905,506個))に3分の2を乗じた数(603,671個)から不応募合意株式(31,805,100株)に係る議決権数(318,051個)、従業員持株会保有株式に係る議決権数(23,212個)及び対象者の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。(注12))125,241株に係る議決権数(1,251個)を控除した議決権数に100を乗じた数(26,115,700株)を設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会(以下「残存予定株主」と総称します。)のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。また、本株式併合後において、対象者に残存予定株主以外の株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する対象者株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度対象者株式の併合(以下「第2回株式併合」といいます。)を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた対象者株式を対象者従業員持株会に返還する取引(当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。)を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、貸株料等の本貸株の条件は本日現在未定です。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

(後略)

(6) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>58,886,124</u> (株)	<u>28,530,600</u> (株)	— (株)
合計	<u>58,886,124</u> (株)	<u>28,530,600</u> (株)	— (株)

(変更後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>56,424,284</u> (株)	<u>26,115,700</u> (株)	— (株)
合計	<u>56,424,284</u> (株)	<u>26,115,700</u> (株)	— (株)

なお、上記の詳細は、公開買付者が2026年4月9日に提出する本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の役員並びに関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者（その関係者を含みます。）、対象者及び大東建託の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。